

答弁書第一号

内閣参質一六五第一号

平成十八年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景 殿

参議院議員喜納昌吉君提出安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員喜納昌吉君提出安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、先の大戦についての政府としての認識は、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおりである。また、国際法上の侵略の定義については様々な議論が行われているものの確立された定義があるとは承知していない。その上で、一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきものと考えてる。

いずれにせよ、政府としては、今後も、悲惨な戦争の教訓を風化させず、二度と戦火を交えることなく世界の平和と繁栄に貢献していく決意であることに変わりはなく、また、我が国の戦後の歴史は、こうした戦争への反省を行動で示してきていると考える。

五について

憲法第九条については様々な議論があるが、政府としては、憲法の基本理念である平和主義に立脚しつつ、国際社会の平和と繁栄に貢献していく考えである。

